

令和 3 年

元和光市職員の不祥事に関する調査特別委員会記録

令和 3 年 1 月 7 日

和 光 市 議 会

元和光市職員の不祥事に関する調査特別委員会記録

◇開会日時 令和3年1月7日（木曜日）
午後 2時00分 開会 午後 4時05分 閉会

◇開催場所 第2委員会室

◇出席委員

委員 長	安 保 友 博 議員	副 委 員 長	待 鳥 美 光 議員
委 員	猪 原 陽 輔 議員	委 員	熊 谷 二 郎 議員
委 員	富 澤 啓 二 議員	委 員	金 井 伸 夫 議員
委 員	松 永 靖 恵 議員	委 員	富 澤 勝 広 議員
委 員	齊 藤 克 己 議員	議 長	吉 田 武 司 議員

◇欠席委員 なし

◇出席説明員

総 務 部 長	鈴 木 均	会 計 管 理 者	横 山 英 子
政 策 課 長	渡 辺 正 成	職 員 課 長	工 藤 宏
社会援護課長	梅 津 俊 之	長寿あんしん課 長	田 中 克 則
政策課長補佐	中 川 大	職員課長補佐	安 井 和 男
長寿あんしん課 長 補 佐	上 原 弘 之	会計課長補佐	武 田 珠 美

◇事務局職員

議会事務局長	喜 古 隆 広	議 事 課 長	末 永 典 子
主 査	高 橋 寛 子		

◇本日の会議に付した案件

要求資料に対する質疑
事務検査について
その他

午後 2時00分 開会

○安保友博委員長 ただいまから、元和光市職員の不祥事に関する調査特別委員会を開会します。

出席委員数が定足数に達していますので、会議は成立しています。

本日の流れを確認します。

本日の議題は、要求資料に対する質疑、事務検査について、その他です。それに異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議がありませんので、そのようにいたします。

次に、会議時間についてですが、効率的な委員会運営を行うため、午後4時を目途に行いたいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議ありませんので、そのようにいたします。

それでは、初めに、要求資料に対する質疑を行います。

進行について確認いたします。

11月30日の第6回調査特別委員会において質疑を行えなかった資料1について、執行部より文書にて回答を頂いております。回答書は、お手元に配付してありますとおりです。

本日は、この回答書に対する再質問から行い、次いで、再要求資料等に対する質疑を行います。進行について異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのようにいたします。

それでは、まず、資料1の文書回答に対する再質問から行います。

なお、質問番号1-9、1-11については後ほど質疑を行います。

それでは、質疑のある方は挙手を願います。

猪原委員。

○猪原陽輔委員 今回の不祥事に関して、現金の取扱いに対する規定があったにもかかわらず、そのとおりに行われなかったというのが、原因の一つとして大きなものだということで、今までのこの特別委員会でも明らかになっておりますが、今回のこの件だけに起こったことなのか、あるいはこの時期に、ほかにも現金を預かるような事案というのはあったと思うんですけども、そのときも規定によらず、こういったイレギュラーな取扱いが行われていたのか、確認は取れているのでしょうか。

○安保友博委員長 梅津社会援護課長。

○梅津社会援護課長 今回の不祥事に係る現金の取扱い以外につきましても、当時、確かに預り金等々はございました。ただ、当時につきましては、今回の1-9の回答にもよるんですけ

れども、やはり要領に基づき現金を取り扱わなければならないことについて、職員の認識が欠けていたというところで、この不祥事に係る現金以外についても、慣例に基づく取扱いが行われたと確認しております。

○安保友博委員長 猪原委員。

○猪原陽輔委員 そうしますと、こうした規定によらず、担当者の考えによって、日常的にこうしたことが行われていたということになるのでしょうか。

○安保友博委員長 梅津社会援護課長。

○梅津社会援護課長 おっしゃるとおり、当時につきましては、要領によらずに、従来の慣例による手続で管理が行われていたと確認しております。

○安保友博委員長 猪原委員。

○猪原陽輔委員 そうした規定によらずに、こういった手続が行われていることに対して、組織内で問題、課題とされることはなかったのですか。

○安保友博委員長 梅津社会援護課長。

○梅津社会援護課長 本来であれば問題だと思うのですが、当時につきましては、管理責任者を含めて、職員の中でそういった認識が欠けていた状態であったと聞いております。

○安保友博委員長 熊谷委員。

○熊谷二郎委員 いずれにしても、取扱いの規定があったとしても、あるいは、それが規定によらないで、慣例によった手続で行われたにしても、いずれにしても、公金、預り金等の預り金額とか、あるいはいつ、それをどういう形で処理されたとか、そういった記録的なものは必ず残っていたのかどうか、その点の確認を。

○安保友博委員長 梅津社会援護課長。

○梅津社会援護課長 次の質問に関わってくるのですが、当時、現金を預かった、慣例による手続かどうかだったかという話になると思うのですが、当時につきましては、規則等に定める預り証と、あとは封筒による管理を行っておりました。現金を預かった場合には、預り金額を記載した預り証を経理担当の職員が作成しまして、相手方に発行しています。

封筒に氏名と金額を記載して、その封筒の中に現金を入れて管理をしまして、現金の入出金があったときは、その都度、内容を封筒に記載していました。最終的に預かった現金の処理が終わったときは、その封筒自体は廃棄処分していたと聞いています。

○安保友博委員長 金井委員。

○金井伸夫委員 関連した質問ですが、現金の取扱要綱があつて、それが慣例による手続で行えたので、実行されていなかったということなんですが、それに対する職員の処分といいますか、注意処分とか、そういう処分に関する規定はないのでしょうか。

○安保友博委員長 梅津社会援護課長。

○梅津社会援護課長 懲戒処分等についての決まりというのは、職員課で定めていると思うのですが、ただ、それが当時あったかどうかというのは、すみません、ちょっと私のほうでは。

○安保友博委員長 金井委員。

○金井伸夫委員 職員課に、そういう処分に関する規定はないものなんですか。戒告等、あると思うんだけど。

○安保友博委員長 工藤職員課長。

○工藤職員課長 職員の処分につきましては、懲戒処分の基準というのをございます。

○安保友博委員長 金井委員。

○金井伸夫委員 こういうことで、規定どおり行われなかったということで、実際に処分は行われたのか。処分は行われていないと思いますが、行われていないとしたら、その理由は何かあるんですか。

○安保友博委員長 工藤職員課長。

○工藤職員課長 当時、そのような事案についてはございませんでした。また、処分に当たっては、他の事例等を勘案しながら定めているところをございます。

○安保友博委員長 金井委員。

○金井伸夫委員 当時なかったといっても、取扱要領とか、何とか設置要綱とか、こういう条例とか規則よりも、もっとレベルの低い規定だと思えますが、こういった規定に違反した場合の処分の規定が実際あるのかどうか。もしあるのであれば、教えていただけますか。

○安保友博委員長 梅津社会援護課長。

○梅津社会援護課長 次の1-2の質問に関わってくるかもしれないんですけど、例えば、こういった要領に基づかないで処理する場合があるのかということだと思のですが、確かに要領に基づき、本来は手続を進めるべきというのが原則だとは思いますが。ただ、不測の事態などが生じまして、要領に基づかない手続、ちょっとイレギュラーな手続をするということは、実際には実務上はあり得ます。

一般的な話なんですけれども、基本的には、そういった場合につきましては、起案を行いまして、本来要領ではこういった手続で行うべきところ、今回についてはこういった理由で、別途イレギュラーな手続を取りますよということを起案して、決裁を受けるというのが一般的だと思います。

ただ、今回の取扱いについて、当時、取扱要領がある中で、慣例的な手続をやったことについての、そういった起案等は確認できませんでした。

○安保友博委員長 金井委員。

○金井伸夫委員 だから、職員課で、そういった取扱要領のレベルに違反した場合の職員の処分とか、そういう規定は存在するわけですよね。もし存在したとして、今回、そういうことが行われていないと私は理解しているんですが、もしそうであれば、その理由を教えてください。もし処分がされているのであれば、どのような処分が行われたのかお聞きしたい。

○安保友博委員長 工藤職員課長。

○工藤職員課長 職員の分限処分、懲戒処分につきましては、和光市職員の分限処分及び懲戒

処分の基準等に関する指針、こちらに基づいて、処分の対象となる行為の標準例を照らし合わせて行うことになっております。

ただいまの事例につきましては、処分等は行っていないところでございます。

○安保友博委員長 金井委員。

○金井伸夫委員 ですから、その行われていない理由というのは、特にあるんでしょうか。同じ質問になりますが。

○安保友博委員長 工藤職員課長。

○工藤職員課長 処分が行われていない理由ということでございますが、実際のところ処分を行っていないという、大変申し訳ないんですが、そういう言い方になってしまいます。

○安保友博委員長 金井委員。

○金井伸夫委員 もし、この関係者の方々がOBであれば別にして、もし現役の方であったら、処分、注意勧告とか、あと戒告処分とか、ちょっと重さがよく分かりませんが、そういった規定、基準に基づいた処分は、行う必要があるんじゃないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○安保友博委員長 工藤職員課長。

○工藤職員課長 すみません、申し訳ないのですが、現状としましては、処分を行う予定はございません。

○安保友博委員長 待鳥委員。

○待鳥美光委員 先ほどの取扱要領の規定がつくられてから約2年にわたって遵守されず、慣例に従って取扱いがされ、それが職員の認識不足という御答弁だったんですけれども、どうもよく分からないのは、規定をつくったということは、それが必要だということで作られて、認識不足というのは、その周知が不足したのか、それとも、規定があることは分かっているけれども、何らかの理由で、もともとやっていた慣例に従って取扱いを続けたのか。

なおかつ、約2年にわたって規定が守られていないということは、その周囲というか、例えば検査等もすると思うので、それは周知の事実だったのか、そのあたりよく分からないので、もう一度御説明をお願いします。

○安保友博委員長 梅津社会援護課長。

○梅津社会援護課長 現金取扱要領につきましては、平成26年12月1日に制定されております。平成26年の生活保護法の施行事務監査というのが県から平成26年7月22日に実施されまして、それに対する監査の結果通知が、平成26年10月1日に市に届いております。幾つか指摘事項がある中で、経理事務についての指摘で、保護費の支給、返還金、徴収金及び遺留金の取扱いに関する規程等が定められていませんということがあり、県から、こういった事務処理規程を整備するようという指導がございました。

平成26年12月1日が県の指摘に対する回答報告の期限だったという中で、恐らく、ここは推測になるのですが、県からこういった指摘をされて要領はつくったけれども、実際の運用が職

員の中にそこまでの認識がなかったということで、慣例に沿った手続がその後も行われたと確認しております。

○安保友博委員長 待鳥委員。

○待鳥美光委員 そうすると、県の指導に基づいて形だけつくって、それをきちんと職員に徹底することはされなかったという意味でしょうか。

○安保友博委員長 梅津社会援護課長。

○梅津社会援護課長 結論からいうと、そういった形になってしまったと思います。形だけつくって、実際に運用をするようにまでの指導等が、上からもされなかったということです。

○安保友博委員長 待鳥委員。

○待鳥美光委員 それだけ聞くと信じ難い感じがするんですけども、例えばこれ、現金の取扱要領ですけども、ほかのことも、何らかの事務のルーチンワークに対して、いろいろ基準や規定をつくったことが、そのように徹底されないということはあることなんですか。

○安保友博委員長 梅津社会援護課長。

○梅津社会援護課長 ほかの事例がどうかというのは分かりませんが、この件に関しましては、残念ながら、そういったことで行われていたと聞いています。

○安保友博委員長 待鳥委員。

○待鳥美光委員 それは何らかの意図というか、県に言われてつくったけれども、従来どおりでいくという、何らかの意図が働いたということはないのですか。

○安保友博委員長 梅津社会援護課長。

○梅津社会援護課長 例えば、今回の不祥事の事件を隠すために、そういったことを意図的に上から指示されてやったということはないと聞いています。これは本当に、課全体の認識が欠けていたということなんです。

○安保友博委員長 富澤勝広委員。

○富澤勝広委員 今までのやり取りを聞いていると、認識がなかったという言葉が先行していて、要するに職員は、体裁だけ整えたけれども、完全に履行されていないということを行っているんですか。

○安保友博委員長 梅津社会援護課長。

○梅津社会援護課長 要領に基づかない手続が行われていたということです。

○安保友博委員長 富澤勝広委員。

○富澤勝広委員 やるのは人間ですよ。要領があって、要領のとおりやっていなかったと片づける問題じゃないわけじゃない。自分のお金じゃないですよ。結果として、こういう不祥事があって、いろんなことが明るみに出てきて、やっと今現在分かって、その答えが職員に認識がなかったからこうなっちゃった、それで済みますか。

職員課のほうは、今、金井委員から質問があったけれども、処分を全くやらないということですけども、それに携わった人間で何人いるんですか。そういう調査しましたか。

調査もしないで、その当時いた職員の認識がなかった、それ、答えになりますか。では、今後どうしていくんですか。認識を持たせるためにどうしていくんですか。そういう対策はありましたか。

○安保友博委員長 調査をしたかどうかと、それに対するその後の対応についての答弁をお願いします。

梅津社会援護課長。

○梅津社会援護課長 何人携わったかという調査はしておりません。

どういった対応をするのかということにつきましては、現在は要領に基づいた対応をしています。

○安保友博委員長 富澤勝広委員。

○富澤勝広委員 調査もしないで、その当時どういう対応したかというのは分かるんですかね。対応策になるんですか。

○安保友博委員長 梅津社会援護課長。

○梅津社会援護課長 具体的に何人という対象は確認していませんけれども、当時どのような取扱いをされていたかということについては、当時の職員に確認して、実際そういった、先ほどもお答えしましたが、認識が欠けていたというところで、従来どおりの取扱いが行われていたと聞いております。

○安保友博委員長 富澤勝広委員。

○富澤勝広委員 お金のことなので、要綱があろうがなかろうが、きちんとした行政としてのやり方をやっていかなきゃいけないわけですよ。従来の方式であろうが、要領ができて要領どおりやろうが、どっちでもいいんですよ。きちんとした対応をやっていかなきゃいけないんです、記録残して。それをやってこなかったから、こういうふうになったわけで、それで調査もしていない。今後どうするのかと、じゃ、要領があるからそのとおりやってください、それで済みますか。同じような事件、また起きますよ。それ、職員課はどういう対応しますか。

処分しない云々という話がありましたけれども、以前、会計管理者とか、それから、元職員を含めて処分した事例がありましたよね。そのときに、なぜ一緒に、携わった人間の職員等の調査をして、処分までいかなかったんでしょう。

○安保友博委員長 休憩します。（午後 2時26分 休憩）

再開します。（午後 2時27分 再開）

工藤職員課長。

○工藤職員課長 申し訳ございません。ただいまの御質問でございますが、この案件については調査してございませんので、処分は行ってないというところでございます。

○安保友博委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

ほかに質疑がありませんので、続きまして、1-9、質問番号でいうと、1-4から8まで

についての再質問をお願いします。

松永委員。

○松永靖恵委員 1-4 なのですが、現金を持ってこられて、寄附したいというと、総務人権課が担当されると思うんですけども、それが何か警察から、福祉の里に寄附されているとの話を聞いたということで、なぜ福祉の里なのかということと、福祉の里にその後、確認はされていますか。

○安保友博委員長 工藤職員課長。

○工藤職員課長 こちらにつきましては、福祉の里に確認はしていません。

○安保友博委員長 松永委員。

○松永靖恵委員 確認をしない理由は何ですか。

○安保友博委員長 工藤職員課長。

○工藤職員課長 こちらの案件につきましては、全て警察の捜査に委ねているところでございますので、特段確認は行っていないところでございます。

○安保友博委員長 松永委員。

○松永靖恵委員 委ねているということは、それを福祉の里に寄附しているかどうかを確認するのが、何か今回、公判とかに関係するということですか。

○安保友博委員長 工藤職員課長。

○工藤職員課長 こちらにつきましては、回答書に書かせていただきましたとおり、警察のほうから寄附されたという話を聞いていますので、こちらからあえて福祉の里には確認は取っていないということでございます。

○安保友博委員長 今の委員からの質問は、寄附の申出があったものに対して、市としてはどういう処理をしたかという話に対する、市の取扱いについての話だと思うんですけども、その辺整理して、もう一度答弁をお願いします。

工藤職員課長。

○工藤職員課長 通常、市に寄附の申込みがあった場合につきましては、寄附金の規則に基づきまして、納入通知書をお渡しして、寄附していただくという形になっております。こちらについては、市のほうには寄附は行われていないということでございます。

○安保友博委員長 もう一度整理しますけれども、市として公式に受け取ったという事実はなくて、あくまで元職員が福祉の里に個人的に寄附をしたということを警察から聞いているということによろしいですか。

工藤職員課長。

○工藤職員課長 元職員が寄附したか、そこは分からないんですが、市のほうには寄附ではなく、そのお金については福祉の里に寄附されているという話でございます。

○安保友博委員長 富澤勝広委員。

○富澤勝広委員 今の寄附で、元職員だかどうか分からないという話ですけども、仮に元職

員が、そのお金を持って福祉の里に寄附したということであれば、その確認が取れば、市のほうで何らかのしるしをしないといけないわけじゃないですか。個人で持っていくということは、まず、行政の職員だからあり得ないので、その辺の確認はすべきじゃないですかね。

警察から聞いたということですから、警察はそれを確認したのかもしれないですけども、市として、じゃ、それが寄附されたということであれば、どのような形で寄附がされたのかという確認は、最低限、行政としてやるべきだったんじゃないですか。それ、いまだにやっていないんですよ。

○安保友博委員長 工藤職員課長。

○工藤職員課長 ただいま富澤委員のおっしゃったとおり、こちらで確認は行ってないということでございます。

○安保友博委員長 富澤勝広委員。

○富澤勝広委員 確認やっていないのは分かりましたよ。確認すべきじゃないですか。

○安保友博委員長 休憩します。（午後 2時36分 休憩）

再開します。（午後 2時37分 再開）

工藤職員課長。

○工藤職員課長 こちらとしましては、このお金につきましては、市に寄附したお金ということではないということで認識しておりますので、市のほうから福祉の里に確認は行ってないということでございます。

すみません、こちらのお金は、市に入ったのではなくて、福祉の里に直接入ったと認識しており、市に入ったお金ということではないと認識しております。

○安保友博委員長 すみません、資料を見ると、そういうふうに読めないんですけども、そのように認識しているということで間違いはないですか。

休憩します。（午後 2時40分 休憩）

再開します。（午後 2時41分 再開）

工藤職員課長。

○工藤職員課長 本来であれば、寄附金の規則に基づいて対応するところなんですけど、こちらについては、そのしるしをないということでございます。

当時のことは、正直なところ、こちらとしては分からないところなんですけど、結果としては、そのお金は市を経由せずに、福祉の里に寄附されているという認識でおるところでございます。

○安保友博委員長 富澤勝広委員。

○富澤勝広委員 今の御答弁だと、認識していますということだから、それは確認したという理解でいいですか。

○安保友博委員長 工藤職員課長。

○工藤職員課長 詳細については、捜査機関のほうからも話は聞いていないので、市としては把握していないということでございます。

○安保友博委員長 富澤勝広委員。

○富澤勝広委員 繰り返しになりますけれども、市の行政、部長が預かって、福祉の里に寄附したわけですよ。そうすると、行政職員として、その事務を執行しているわけですから、要するに、全く市のお金じゃないと言えるのかどうかです。

もう一つは、何らこれ、分からない部分がいっぱいあって、寄附した人がいるわけですよ。その人は分かっているんですよ、誰だかというのはね。寄附したというか、だって、やった人は中間の人だから、もともとお金をその人に渡した人がいるわけでしょう。その辺の事実はつかんでいるんですよ、間違いなくね。

○安保友博委員長 工藤職員課長。

○工藤職員課長 大変申し訳ございませんが、そちらの事実はつかんでいないところでございます。

○安保友博委員長 待鳥委員。

○待鳥美光委員 質問の1-6なんですけれども、まず、職員が講演等を行う場合に、謝金、それから実費弁償としての実費、それ以外は受け取ってはいけないことになっているわけですよ。

それから、職務専念の義務については、国あるいは公共団体、公共的団体等の依頼の場合には、それは免除されるということになっているようなんですが、実際には、市に届いた講演依頼の通知は全部、元職員に直接渡して、記録が残っていないので把握ができなかったということなんです、そうすると、市のほうでは、職員が報酬を受け取っていないのか、あるいは職務専念の義務が免除されるような対象に該当しているのかということは確認をしないで、職員に全部通知を渡して、その判断で動いてオーケーと、そういう意味なんですか。

○安保友博委員長 工藤職員課長。

○工藤職員課長 ただいまの御質問でございますが、講演の依頼の通知は、通知自体を元職員に直接全て渡しているということでございます。あと、資料の確認はしたところですが、見つからなかったということでございます。

○安保友博委員長 待鳥委員。

○待鳥美光委員 それって通常の扱いなんですか。それとも、元職員には特別、そういう形で直接渡していたということですか。

○安保友博委員長 工藤職員課長。

○工藤職員課長 詳細は、こちらでは何とも言えないところもあるのですが、結果として、通知自体は元職員のほうに届いていたということでございます。

○安保友博委員長 待鳥委員。

○待鳥美光委員 そうすると、市の職員が他市、全国で講演等をしている場合に、市としては全然、その内容であるとか、あるいは報酬がどうだったかとか、その辺のことを全く関知しないで、そして、出張等の届けも出るのかなと思うのですが、そのあたりの管理って、どのよう

うになっているのですか。

○安保友博委員長 工藤職員課長。

○工藤職員課長 講演の通知とかにつきましては、職員課を経由せず、直接原課、本人のほうに届いているというような状況で、基本的にはそれぞれの部局ごとで対応している、そういうような状況でございます。

○安保友博委員長 待鳥委員。

○待鳥美光委員 ちょっと今の御答弁、よく分からなかったんですが、職員課ではそういった、出張扱いになるかと思うんですけれども、その辺の勤務実態は把握をしていなくて、各部での対応に任されているという意味ですか。

○安保友博委員長 工藤職員課長。

○工藤職員課長 旅費とか、そういった勤務実態ですね、それらについては、職員課のほうでは把握していない状況でございます。

○安保友博委員長 待鳥委員。

○待鳥美光委員 そうすると、ちょっと言葉は悪いんですけれども、実態的にいって、元部の責任者の方ですので、講演活動というふうに言って、勤務に就かないようなことがあったとして、それが全てこの条件に見合う内容だったかどうかということは、逆に言えば、そういう管理であれば、この条件に見合わなくても勤務に就かずに、いないということがあり得る、できる状況だったと理解して大丈夫ですか。

○安保友博委員長 工藤職員課長。

○工藤職員課長 今、委員がおっしゃったことについては、本来であれば、あってはならないことではございますが、結果としてはそのようなことになっていた状態でございます。

○安保友博委員長 待鳥委員。

○待鳥美光委員 その後、現状として、その辺の扱いが改善されたことはあるのでしょうか。元職員の方のように、全国で頻繁に講演をされるという方はいらっしゃるかもしれないですけれども、実際、どこかに行って講演をするときに、出張の届けであるとか、この辺の条件に合っているのかというようなチェックは行いう体制に、今なっているのでしょうか。

○安保友博委員長 工藤職員課長。

○工藤職員課長 職員がそういった講演とかを行う場合は、職員であれば、通常、所属長が確認とかするところではございますが、元職員については、部長ということでもございましたので、チェックはしていないというような状況でございます。

○安保友博委員長 待鳥委員。

○待鳥美光委員 それは今後も、されるつもりはないということでもよろしいんですか。

○安保友博委員長 工藤職員課長。

○工藤職員課長 職員の講演については、基本的にほとんどないところではございますが、職員課のほうで、職員の営利企業等の従事制限に関する取扱い等をつくっているところではござ

いますので、それに基づいて、周知等に努めていきたいと考えております。

○安保友博委員長 松永委員。

○松永靖恵委員 質問の1-5、先ほど富澤委員も質問されていましたが、携わった職員というのは、大体平成26年になると、退職した職員の方も、大勢の方がやはり関わっていたと思うんですけれども、アンケートに退職者を含めなかった理由が、この回答だとよく分からないのと、今後アンケートというか、ヒアリングをしていく予定があるのかを教えてください。

○安保友博委員長 工藤職員課長。

○工藤職員課長 こちらの内部調査でございますが、こちらの調査自体が、捜査機関に協力、捜査の進展に協力するというを目的に実施したものでございます。そのため、早急に調べられる範囲ということで行ったことでございますので、結果として、在庁している全職員を対象に実施したということでございます。

○安保友博委員長 松永委員。

○松永靖恵委員 早急にというのは、もちろん分かりますけれども、逮捕されたのが去年、おととしの6月ですよ。その後も、この特別委員会とかも開催されて、こういういろんな事案が出ている中、なぜ退職した方にヒアリングをされないのか、その理由を教えてください。

○安保友博委員長 工藤職員課長。

○工藤職員課長 こちらの調査結果につきましては、調査終了後、速やかに捜査機関に提出をしております。

退職した職員については、今回調査を行っていないところではございますが、こちらについては把握していないところですが、警察のほうで捜査をやっているという認識でいるところではございます。

○安保友博委員長 松永委員。

○松永靖恵委員 その退職された方というのが、今まだ、警察のほうで取調べとかはされているかどうかというのは分かりますか。

○安保友博委員長 工藤職員課長。

○工藤職員課長 そちらについては把握しておりません。

○安保友博委員長 松永委員。

○松永靖恵委員 今後、公判が開催されるときに、例えば証人として出る可能性もあるということですかね。

○安保友博委員長 工藤職員課長。

○工藤職員課長 ただいまの御質問でございますが、公判のことにつきましては、こちらでは分からないという状況でございます。

○安保友博委員長 松永委員。

○松永靖恵委員 最後に確認ですけれども、退職者には今後もヒアリングはしないという認識でよろしいですか。

○安保友博委員長 工藤職員課長。

○工藤職員課長 現在のところ、ヒアリングをやる予定はございません。

○待鳥美光副委員長 議事を委員長と交代します。

安保委員。

○安保友博委員 すみません、今のところなんですけれども、先ほどから、捜査に協力するとか、捜査の関係でという話が度々出てくるんですけれども、捜査がやっていることというのは、犯罪事実を立証できるかどうかということの捜査であって、疑義はあるけれども立件するまでには至らないというものに関しては、仮に警察で把握したとしても、市のほうに情報提供というのではないと思うんですよ。

そういう中で、市が内部調査をする目的が、先ほどからの答弁だと、捜査の進展に協力することを目的にという部分にフォーカスされていて、同様な事案の存在を確認するとか、再発防止のためにどうするとか、そういう視点が明らかに欠けているんじゃないかと思うんですけれども、市独自の調査に関しての考え方として、今すぐに調べられる範囲で、在職の全職員を対象に実施したというところまでは理解できますけれども、それ以外の既に退職した方に対する調査を今後しないということが、全く意味が分からないんですけれども、もう一度、その考え方について確認させてください。

○待鳥美光副委員長 工藤職員課長。

○工藤職員課長 ただいまの御質問でございますが、再発防止に関しましては、現在、第三者委員会のほうに審議を委ねているところでございます。その中で必要があれば、当然、第三者委員会の中で審議等を行うことがあると認識はしているところでございます。

○待鳥美光副委員長 安保委員。

○安保友博委員 第三者委員会が、これ退職者にも調査必要ですねということをもし言ったら、やるけれども、この特別委員会においてそれを言っても、やらないという理解でよろしいですか。

○待鳥美光副委員長 工藤職員課長。

○工藤職員課長 あくまで、今こちらとしては、第三者委員会に委ねているところでございますので、第三者委員会の指示に従って行うということでございます。

○待鳥美光副委員長 安保委員。

○安保友博委員 質問に答えてもらいたいんですけれども、第三者委員会がこの調査が必要だと言った場合には、調査をする準備があるけれども、特別委員会では、これほど再三まで調査すべきだと言っている、それに対しては応じないという理解でよろしいですか。

○待鳥美光副委員長 休憩します。（午後 3時04分 休憩）

再開します。（午後 3時05分 再開）

工藤職員課長。

○工藤職員課長 ただいまの御質問でございますが、第三者委員会の見解に基づいて、こちら

としては対応するというございまして、今の特別委員会からという、そちらについては、すみませんが、答弁のほうは差し控えさせていただきます。

○待鳥美光副委員長 安保委員。

○安保友博委員 任意で置いている第三者委員会と、法律に基づいて設置されて、98条の1項に基づいての調査権、検査権を持っているこの委員会と比較したときに、どちらがという話じゃないのかもしれないんですけれども、その部分を踏まえて、独自の内部調査というの、やれることもあると思うんですけれども、それをまずしないということと、第三者委員会が言わなかったらやらないということと、特別委員会がやったらどうかということに対しては答弁を差し控えるという、その答弁と、この委員会に対してどのようにお考えなのかということところが、ちょっと本当に不明確なんですけれども。

この委員会としては、原因究明と再発防止のために設置されていて、それに対して時間も使ってやっていると思っているんですけれども、そこに対する協力していただく姿勢がなければ、先にも進まないし、何も話が解決していかないと思っているんですけれども、その辺について、いかがお考えでしょうか。

○待鳥美光副委員長 鈴木総務部長。

○鈴木総務部長 現時点で市としては、第三者委員会に対して、再発防止を含めた審議をさせていただいておりますので、まずは第三者委員会の指示に基づいて、退職者に対してのヒアリング等の調査が必要であれば、そういった対応はさせていただきたいと考えております。

今回の98条の特別委員会に関しましては、まず資料要求に対する委員会という立ち位置で、こちらのほうとしては認識をしておりますので、その中で提供できるところでのお話をさせていただいているということで御理解いただければと思います。

○待鳥美光副委員長 安保委員。

○安保友博委員 要求された資料に対するという話だということころは、それはそうなんですけれども、それを見た上で、こちらとして、さらに退職した職員に対して調査を、この委員会がするということではできないわけで、むしろ今ある資料から見た限りでは、それは調査が足りていないんじゃないかという指摘をするために今この質疑をしていると、我々としては認識しているわけですよ。

その中で、さらなる調査が必要ではないのかといったことに対して、市としてどのようにお考えなのかというのは分からないですけれども、第三者委員会に全て委ねているから、そこから言われなかったらやらないという、その姿勢がいかがなものかということで、今考えているわけなんですけれども。

それでも御答弁変わらないということであれば、そこまででとどめたいと思いますけれども、それでよろしいでしょうか。

○待鳥美光副委員長 鈴木総務部長。

○鈴木総務部長 現時点といたしましては、再発防止に係る部分の調査につきましては、今現

状での調査で十分なのかなと認識はしておりますけれども、退職者も含めた調査も必要ということであれば、これは即答は控えさせていただきますが、検討、協議は必要かなと認識しております。

○安保友博委員長 議事を副委員長と交代します。

猪原委員。

○猪原陽輔委員 特別委員会とか第三者委員会の調査というところは一旦置いておいて、再発防止という観点で考えていった場合、問題の洗い出しがどうしても必要になると思うんですよね。

今分かっていることで十分とおっしゃいましたが、まだ気づいていないところで、市の行政事務の不備というか穴というのが、もしかしてあるかもしれない。元職員に聞いたら、新たな可能性が見つかるかもしれないというところがあると思うんですよね。そこを調査しないということになりますと、その可能性を自ら閉じるということになりますので、やはり再発防止という観点で考えておられるという御答弁されておりましたので、やはり問題を出し切るという観点では、元職員に聞くべきなのではないかなと今のやり取りを聞いていて思いましたが、その点はいかがでしょうか。

○安保友博委員長 鈴木総務部長。

○鈴木総務部長 御指摘いただいたことは十分理解させていただきますので、ただ、現時点で即答は控えさせていただきますが、今後協議としては、考えさせていただきたいと思っています。

○安保友博委員長 猪原委員。

○猪原陽輔委員 第三者委員会のほうで、元職員に対するアンケート調査の要求というのが出てくるかどうかは分かりませんが、こちらのほうから積極的に第三者委員会のほうに情報を提供するという考え方でもいいのではないかなと思うんですけれども、その点、改めていかがですか。

○安保友博委員長 鈴木総務部長。

○鈴木総務部長 繰り返しになりますけれども、その辺協議をさせていただいて、検討させていただければと考えております。

○安保友博委員長 熊谷委員。

○熊谷二郎委員 猪原委員の言われた意見に対して、本当にそう思うんですよね。実際に事が起きて、それをしっかり、どういう事実関係に基づいてなったのか、それから、再発防止のためにはどういう手を打てばいいのかということ、やっぱり当時関係した人、多くの人たちに聞いて判断して結果を導き出すというのが、これが常識なんじゃないかと。

市民にとっても、なぜ退職した人たちには話を聞かないのかというのは不自然ですよね、常識的に考えても。だから、そういう点から、市民への説明責任という意味からおいても、きちんと対応すべきだと考えますが、いかがですか。

○安保友博委員長 鈴木総務部長。

○鈴木総務部長 御指摘いただいたことも踏まえまして、協議・検討させていただきたいと考えております。

○安保友博委員長 金井委員。

○金井伸夫委員 さっきから、第三者委員会が、今後の調査とか再発防止策のキーになるかと思うんですけども、今後の第三者委員会のタイムスケジュール、さっぱり伝わってこないのので、最終的には提言が出るかと思うのですが、現状では、どういうスケジュールで提言を、答申を出していただけるのか、そこら辺の現状を教えてくださいなんですが。

去年の6月の議会の後に提言あるいは答申が出てくるというような当初の予定だったと思うのですが、年を明けてもさっぱり、そこら辺のタイムスケジュールが出てこないのので、どうなっているのでしょうか。

○安保友博委員長 工藤職員課長。

○工藤職員課長 ただいまの御質問でございますが、最終的には報告書という形で出ると思うんですが、タイムスケジュールについては、現在のところまだ不明ということで、まだ委員会のほうからその辺の話は来ていませんので、現在のところは、不明ということでお答えさせていただきます。

○安保友博委員長 金井委員。

○金井伸夫委員 そろそろ何らかの結論を出していただくようにプッシュしていただくことはできないのでしょうか。私たちも答申を待っているわけですから。

○安保友博委員長 工藤職員課長。

○工藤職員課長 現在、公判のほうはまだ終わっておらず、被告がまだ何も語っていないということもありますので、最終的にはそういう話も総合的に踏まえながら、判断されるのかなと認識しております。

○安保友博委員長 富澤勝広委員。

○富澤勝広委員 1-9のアンケートを含む内部調査の中で、講演について何件か言っておりますが、体調不良の理由で休暇の連絡が朝入るが、実際は地方の講演に行っていたとか、あるいは、出張という名目で度々講演に行った時期がある、講演料ももらっていたということなんですけれども、この回答文書の中には、職務専念義務を免除するとあります。なおかつ、講演の通知については、元職員に渡しているから文書はありませんということに、ここには回答になっていますけれども、出張とか職免の場合、許可権者がいるわけですから、そういう起案を取っているのではないかなと、文書が仮になくても。そういうのは記録ないんですかね、その辺の確認ですけども。全くないわけではないと思うんですよ。

○安保友博委員長 工藤職員課長。

○工藤職員課長 職免に関することでございますが、職員課のほうに来れば、当然把握をしているところではございますが、職員課には来ていないというのが現状でございますので、把握

できていないというような状況でございます。

○安保友博委員長 富澤勝広委員。

○富澤勝広委員 アンケート調査で、職員はこういう形で、アンケートに対して答えているわけですがけれども、ということは、この職員というのは、職免にしる出張にしる、何ら手続を踏まないで、今までずっと行って来たという理解ですか、職員課のほうは。報告がないわけですから。

もう一点、確認する必要があるとしたら、出勤簿とか、そういうところに記録があるのかどうか、その辺ですけれども、出勤簿の保存年限は何年ですか。

○安保友博委員長 工藤職員課長。

○工藤職員課長 まず、出勤簿の保存年限については、確認して後でお答えをさせていただきます。

あと、出張の報告ということでございますが、こちら職員課サイドには、報告というのは一切上がってきてはおりません。出張報告は先ほど、今申し上げましたとおり、報告は上がっていないというのと、あと出勤簿の出張というところも、出勤簿に出張という判こしか、実際のところは押されていないような状況でございますので、詳細については不明、分からないというのが実態でございます。

○安保友博委員長 富澤勝広委員。

○富澤勝広委員 今言われた、出勤簿に出張という判こがあるということは、職務命令じゃないんですか。誰かが職務命令で、講演に行けと言っているわけですよ。ということは、記録があるのではないんですか。

○安保友博委員長 工藤職員課長。

○工藤職員課長 出勤簿上は出張という形で判こが押されているところですが、実態のところは分からないというところでございます。

○安保友博委員長 富澤勝広委員。

○富澤勝広委員 何回も申し訳ないですけども、出張となると公費負担分があって、旅費とか何か出るんじゃないですか。

○安保友博委員長 工藤職員課長。

○工藤職員課長 旅費が出ていないということで、旅行命令簿が出されていないというような状況と聞いております。

○安保友博委員長 ほかに質疑はありますか。

〔「なし」という声あり〕

ほかに質疑ありませんので、次に進みたいと思います。

1-12、質問番号でいうと10と12と13です。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

それでは、質疑がありませんので、次に進みたいと思います。

質問番号が14番と15番ですね。

齊藤委員。

○齊藤克己委員 回答の中では、15のところ、取扱要綱の内容について確認をさせていただいたところなんですけれども、実際に要綱としては、担当査察指導員と経理担当職員で行うこととされていたけれども、実際には査察指導員は行っていなかったということで、また、鍵の保管に関しては、社会福祉課長が保管していたということなんですけれども、先ほどの話では、平成26年度と平成27年度、2年度にわたって従来の慣例が行われていたということで、この間、取扱要綱というのは、制定していたけれども、実際には運用されていなかったという状態ということだと思いますよ。

そういった中で、例えば、課全体がそのような認識を、要綱に従わず行われるということが、基本的に実態として起こっていたわけなんですけれども、それがほかの課ですとか、あるいは監査みたいな形で、実際に運用がされていないということが、チェックなり何らかの形でできなかったということは、どういったことなんでしょうか。それについて、課内として、やらなければやらないで、そのまま済んでいたわけなんですけれども、それは組織の流れとして、そういう形であったということで、しょうがないわけでしょうか。

○安保友博委員長 梅津社会援護課長。

○梅津社会援護課長 こちらの要領という形で定めております。基本的にその要領につきましては、例えば専決権者の範囲の中で定めているとなっております。恐らく市長決裁とか副市長決裁を受けずに、例えば社会援護課長の専決、判断の中でやっているというところで、なかなかその課以外のところに、こういった要領が定められているということが知られていないと思います。

そういった中で、課全体がそういった認識で事務を進めておりましたので、監査等で、こういった事実は確認できなかったと思います。

○安保友博委員長 齊藤委員。

○齊藤克己委員 この要領の中では、経理担当の職員でも金庫の管理等は行われるということでしたけれども、2年間にわたって金庫への受渡し、実際には行われていないということで、経理担当もそれに携わらないということでしたけれども、それが経理のほうとしても、そういった不自然さはなかったということだと思いますか。

○安保友博委員長 梅津社会援護課長。

○梅津社会援護課長 実際、査察指導員は携わっていませんでしたが、当時の職員に確認しましたところ、担当職員と経理担当で対応していたと聞いております。

○安保友博委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

ほかに質疑がありませんので、次に進みます。

休憩します。(午後 3時30分 休憩)

再開します。(午後 3時36分 再開)

ここで、先ほどの未答弁部分の答弁をお願いします。

工藤職員課長。

○工藤職員課長 先ほどの富澤委員から御質問いただいた出勤簿の保存年限は永年保存でございます。

○安保友博委員長 富澤委員。

○富澤勝広委員 あとは、資料としてあるわけですから、それを追っかければ、元職員の方がどの程度講演に行かれたかというのは、大体分かるのではないかなと思いますけれども、その辺はどうですか。

○安保友博委員長 工藤職員課長。

○工藤職員課長 ただいまの御質問でございますが、出張イコール講演というわけではないと思いますので、正確な数字は、分からないところと認識しております。

○安保友博委員長 それでは、改めまして、質問番号1-9、11について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

質疑ありませんので、以上にて、質問番号1-9と11についての質疑についてはここまでとします。

休憩します。(午後 3時39分 休憩)

再開します。(午後 3時40分 再開)

次に、再要求資料等に対する質疑を行います。

順次質疑を願います。

まず初めに、金井委員。

○金井伸夫委員 この認知症高齢者夫婦の金品を横領した事件ですが、これは私の理解では、平成14年に横領が始まって、その後、継続していたと理解しているんですが、今回警察が捜査して、横領が初めて発覚した事件と理解しているんですけども、もしそうであれば、その間、市のほうで、こういったことが行われてきたということは、全く分からなかったということなんでしょうか。

次に、資料番号3-(1)ですが、厚生労働省の地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金実施要綱によれば、介護療養型医療施設転換整備計画に係る先進的事業支援特例交付金の対象事業として、高齢者の居住の安定確保に関する法律第4条の規定により登録されている賃貸住宅のうち、一定の基準に適合するものとして知事に届けられている費用、これが、この交付金を受けた事業者がサービス付高齢者専用住宅と理解するので、この事業に該当すると考えます。その場合には、この厚労省の交付金実施要綱では、別紙様式第5号、高齢者安心住空間整備事業計画書へ再掲するものとする記載されているん

ですが、実際に交付するときには、別紙様式第5号が必要だったのではないかと思います。この別紙様式第5号が要求資料の中には存在していません。この計画書は厚労省へ申請時、提出していないのかどうか、それをお聞きします。

次に、資料番号7ですが、和光市地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金交付要綱は、要求資料によれば、令和2年7月20日付になっておりますが、この交付金を交付したのは、実際には平成21年か平成22年ですか、そのあたりなので、当時の交付要綱というのは存在しないのか、どうなっているのかお聞きしたい。

○安保友博委員長 齊藤委員。

○齊藤克己委員 質問番号1-2ですけれども、書面の回答では、先ほどお話がありましたとおり、金品の管理は要領が制定される前に、慣例によって行われたということでしたが、その慣例の内容を改めて、もう一度示していただきたいと思います。

そしてまた、一連の事件等において、金品が発見された場所というのは何か所になるのか、また、具体的な場所はどこなのか、整理をさせていただきたいと思いますので、お聞きいたします。

○安保友博委員長 猪原委員。

○猪原陽輔委員 質問番号の1-3、生活保護の廃止処理が2年以上も保留にされたということが、再要求資料から分かったわけですが、保護対象の方が亡くなくても生活保護の廃止を今回のように保留するということは、事務としてあり得ることなのかどうか、お伺いいたします。

続きまして、質問番号1-4、生活保護のシステムと住民記録のシステムは連動しているのかどうかということをお伺いします。通常、住民記録のシステムで、住民に対して異動処理が行われた場合というのは、ほかのシステムにも連動するということがあると思うのですが、例えば住民記録のシステムで死亡の処理をした場合に、生活保護のシステムのほうへその情報というのは連動しているのかどうか伺います。

続きまして、質問番号2-2でございますが、令和元年9月2日の起案文書に、パワハラへの訴えに対してのものがございましたが、こちらにつきましては、今回問題となっている元職員とは別人に思えるんですが、今回の一連の事件と関係があるのかどうかということについて伺います。

○安保友博委員長 待鳥委員。

○待鳥美光委員 まず、内部調査の内容から、1-5から伺います。

弁護士によるヒアリングの中に、警察に通報しているとき、副市長から電話があり、一旦帰るように指示があったとの内容の話がありましたけれども、なぜ呼び戻そうとしたのか。ほかに重要な事実があった、拙速だったと言われた旨、記述がありましたけれども、どのような意味だったのかを教えていただきたいと思います。

次、1-6です。生活保護担当の現金を預かった場合の取扱いについて、内規はないのか。

自分のデスクに保管する、あるいは自宅に持ち帰って保管するといったケースが、実態としてあったようだけれども、これはあり得る対応だったのかを伺います。

1-7、生活保護業務は部課長からも見えにくいという話が出てきていましたけれども、そのような実態は実際にあったのかどうか。

それから、1-8、生活保護の定例監査の内容を伺います。

次、パワハラへの対応ですが、2-1、申出があった事案はこれで全てなのか。もし受け付けなかったものがあるのであれば、その件数と受理しなかった理由を伺います。

○安保友博委員長 松永委員。

○松永靖恵委員 パワハラへの対応で、2-3、平成30年4月は元職員は教育部長でしたが、異動後にもパワハラが継続的に行われていたと見受けられますが、そのときには、もう既に処分もされ、指導が入っていたはずでしたが、なぜそういうことが起きていたのか伺います。

そして、2-4、申出書には出てきていないパワハラの手出しは、ほかにもあったのではないかと伺います。

○安保友博委員長 質問が終わりましたので、それに対する答弁をお願いします。

工藤職員課長。

○工藤職員課長 今いただいた御質問について、職員課の回答をまずさせていただきます。

まず、1-1でございます。認知症高齢者夫婦に対する横領事件に係る弁護士に提出した資料につきましては、当時は警察に資料を押収されていたことから、市が告訴するに当たり、警察から資料のコピーをもらい、それを弁護士に渡しております。そのため、職員課に資料としては残されておきませんが、押収された資料につきましては警察から返却されておりますので、今回、その資料は追加で提出しているところでございます。

○安保友博委員長 梅津社会援護課長。

○梅津社会援護課長 続きまして、1-2についてお答えさせていただきます。

現金取扱要領が制定される前の慣例による手続は、預り証と封筒による管理を行っておりました。

現金を預かった場合、預り金額を記載した預り証を経理担当職員が作成し、相手方に発行しております。氏名と金額を記載した封筒で現金を管理し、現金の入出金があったときは、その都度、その内容を封筒に記載し、最終的に預かった現金の処理が終わったときは封筒を廃棄処分しておりました。現金の入った封筒は手提げ金庫に入れて、会計課のロッカーで保管しておりました。

事件において金品が発見された箇所なんですけれども、これにつきましては、当初、保護受給者の方の御自宅で発見された場所ということによろしいでしょうか、場所というのは。そこが質問で分からなかったのです。

○安保友博委員長 齊藤委員。

○齊藤克己委員 庁内で保管されていた箇所です。

○安保友博委員長 梅津社会援護課長。

○梅津社会援護課長 庁内で見つかった場所につきましては、251万円につきましては、会計課のロッカーで発見されたと伺っております。最初は想定のほうが、保護受給者の自宅で見つかったのはどこかという質問だと思ったもので、失礼しました。

○安保友博委員長 休憩します。（午後 3時51分 休憩）

再開します。（午後 3時53分 再開）

梅津社会援護課長。

○梅津社会援護課長 庁内において発見された箇所につきましては1か所です。場所につきましては会計課のロッカーです。

続きまして、1-3についてお答えさせていただきます。

こういった2年以上も保留されることにつきましては、通常の業務ではあり得ません。これまでこの1件だけです。

続きまして、1-4についてお答えさせていただきます。

生活保護システムと住基システムにつきましては、セキュリティの観点から連動しておりません。よって、死亡処理につきましても連動しておりません。

○安保友博委員長 工藤職員課長。

○工藤職員課長 1-5について回答させていただきます。

1-5につきましては、当時の状況としましては、市長からの報告を受けて、まずは状況を早急に調査してから警察に届けたほうがよいとの判断から、1回戻ってくるようにと伝えたと聞いております。

○安保友博委員長 梅津社会援護課長。

○梅津社会援護課長 続きまして、1-6についてお答えさせていただきます。

こちらの内規につきましては、こちらは、和光市福祉事務所生活保護関連現金等取扱要領がまさにそれでございます。

続きまして、自分のデスクでの保管及び自宅に持ち帰っての保管ということにつきましては、生活保護担当の実態としてはあり得ない行為です。

続きまして、1-7、生活保護業務が部課長から見えにくいという実態があったのかにつきましては、生活保護業務につきましては、福祉事務所の事務委任規則に基づきまして、市長の権限が全て福祉事務所長に下りております。その中で、さらに福祉事務所長の権限のうち一定の軽微な業務につきましては、社会援護課長に専決で下りております。そういった意味では、基本的には全ての業務につきましては、決裁権限につきましては、福祉事務所長または社会援護課長が決裁を行っておりますので、部課長に見えにくいということはございません。

続きまして、1-8について、この定例監査というのは、市が行う監査なのか、それとも、先ほどお答えさせていただいた県の監査なのかというところを、確認させていただきたいんですが。

○安保友博委員長 待鳥委員。

○待鳥美光委員 生活保護の業務に関しての監査があったように、資料から読めたんですけれども。

○安保友博委員長 梅津社会援護課長。

○梅津社会援護課長 分かりました。

市の監査は定例の監査委員事務局の監査になりますので、執行状況等についての監査になります。

続きまして、埼玉県福祉部社会福祉課生活保護担当によります、年に1回実施されております生活保護法施行事務監査につきましては、4項目について監査を行っております。1つ目としまして、実態体制及び運営管理、2つ目といたしまして、決定実施、3つ目といたしまして、医療扶助事務、4つ目としまして、介護扶助事務の4項目を対象としております。

あらかじめ指定された資料を準備した上で、実施体制及び運営管理につきましては、査察指導員及び幹部職員から対面検討により、内容を確認していただいております。

決定実施につきましては、指定した保護台帳、付随する医療及び介護扶助台帳を含みまして、これを基にケース検討後、担当ケースワーカーから個別に聞き取りにより、内容を確認していただいております。

3つ目の医療扶助事務と介護扶助事務につきましては、併せて行っていただきまして、医療及び介護台帳を確認し、医療及び介護事務担当者から台帳の内容や電子レセプト管理システム等の活用状況について聞き取りを行っていただき、その後、指定した保護台帳を基にケース検討を行い、担当ケースワーカー及び、必要に応じて査察指導員から個別聞き取りにより内容を確認していただいております。およそ2か月程度後に、監査結果が文書にて、県から市に送付されてまいります。

○安保友博委員長 工藤職員課長。

○工藤職員課長 では、2番について、順次お答えさせていただきます。

まず、2-1でございます。申出があった事案につきましては、今回提出したもので全部となります。また、受け付けなかったものというのはいりません。

続いて、2-2でございます。令和元年9月2日付起案文書、パワハラの手紙の訴えにつきましては、元職員とは別のものがございます。

続きまして、2-3、平成30年4月以降のパワハラの手紙の訴えでございますが、こちらにつきましても、いずれも元職員とは別のものがございます。

最後の2-4でございますが、申出書には出てきていないパワハラの手紙の申出についてでございますが、パワハラとははっきり言われてはおりませんが、職場の人間関係で悩んでいるなどの相談については複数回受けている状況でございます。相談を受ける中で、とにかく話を聞いてほしいとか、また、悩んでいるけれども、申出まではしたくないなどといった様々な相談がありますが、相談に応じなかったことは一度もございません。

○安保友博委員長 田中長寿あんしん課長。

○田中長寿あんしん課長 長寿あんしん課からは、3-1と7-1について御答弁申し上げます。

まず、3-1でございますけれども、こちらにつきましては、国の交付金実施要綱の中の該当するのが第4、先進的事業支援特例交付金の中の(1)介護療養型医療施設転換整備計画の根拠に基づきまして、交付金の申請等を行ったものでございます。

金井委員が御指摘されておりますのは、その中の(2)の先進的事業整備計画のところで、別紙様式第5号の再掲、提出と表記されておりますけれども、今回の交付金につきましては、(1)を根拠に交付申請等を行っておりますことから、様式第5号については提出する必要はなかったものでございます。

続きまして、7-1でございますけれども、平成21年度に交付金ということで、市から補助金という形で支出したわけでございますけれども、当時、補助金交付要綱については存在はしておりませんでした。これも元職員からの指示によりまして、国の交付金実施要綱に基づいて支出すればよいという指示があったことによりまして、新たに補助金交付要綱は作成しておりませんでした。

○安保友博委員長 質疑の途中ですが、残された質疑については、次回、1月14日、木曜日の委員会で行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議がありませんので、そのようにいたします。

休憩します。(午後 4時02分 休憩)

再開します。(午後 4時04分 再開)

本日の案件は以上となります。

次回の日程は、1月14日、木曜日、午後2時からとなります。

ほかに何か、委員の皆様からございますか。

金井委員。

○金井伸夫委員 金品の取扱規程で、その規程どおり処理しなかった場合と、処分に関する基準があるように答弁の中に出てきたので、その基準について、どのようなものか、書類があれば資料要求したいんですが。

○安保友博委員長 今、金井委員からさらなる資料要求ということで、処分の基準となるものを要求したいという申出がありました。これについて異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、資料要求したいと思います。

ほかに何かございますか。

〔「なし」という声あり〕

なければ、本日の記録及び会議の公開資料は委員長に一任願います。

以上で元和光市職員の不祥事に関する調査特別委員会を閉会します。

午後 4時05分 閉会

和光市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

委 員 長 安 保 友 博